

プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 IFRS と日本基準の比較（第 1 回）

1. 審議事項(4)-1 にあるように、「エンドースメントされた IFRS」を開発するにあたっては、IASB が設定した個々の会計基準等について、修正することなしに採択可能か否かを判断する必要がある。また、どのような項目について、ガイダンスや教育文書等の作成が必要かについても判断する必要がある。これらの判断をするために、まず、IFRS と日本基準を比較することにより検討が必要な項目の候補を抽出することが考えられる。
2. IFRS と日本基準を比較することにより検討が必要な項目の候補を抽出する作業は、以下のとおり進める予定である。

	項目
第 1 回	有形固定資産、無形資産、リース、収益、棚卸資産、法人所得税、外国為替レート等、表示他①（IFRS 第 5 号、IAS 第 2、11、12、16、17、18、20、21、23、29、33、34、36、38、40、41 号、IFRIC 第 1、4、13 号）
第 2 回	従業員給付、引当金他、表示他②（IFRS 第 2、4、6 号、IAS 第 1、7、8、10、19、26、37 号、IFRIC 第 14 号）
第 3 回	連結、企業結合他、解釈指針（IFRS 第 3、10、11 号、IAS 第 27、28 号、IFRIC、SIC）、財務諸表注記①
第 4 回	金融商品他、初度適用（IFRS 第 1、9、13 号、IAS 第 32、39 号）、財務諸表注記②

3. 今回検討を行う項目は以下のとおりである（審議事項(4)-3）。各項目につき、会計基準に係る基本的な考え方、実務上の困難さ及び周辺制度との関連を勘案して、検討が必要な項目の候補に＊を付して、その理由を記載している。なお、＊を付した項目が修正又は削除の候補を意味するわけではないことに留意されたい。
 - IAS 第 16 号 有形固定資産（審議事項(4)-3、1 ページ）
 - IFRIC 第 1 号 廃棄、原状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動（審議事項(4)-3、3 ページ）
 - IAS 第 17 号 リース（審議事項(4)-3、4 ページ）
 - IFRIC 第 4 号 契約にリースが含まれているか否かの判断（審議事項(4)-3、6 ページ）
 - IAS 第 20 号 政府補助金の会計処理及び政府援助の開示（審議事項(4)-3、7 ページ）

ージ)

- IAS 第 23 号 借入コスト (審議事項(4)-3、8 ページ)
- IAS 第 36 号 資産の減損 (審議事項(4)-3、9 ページ)
- IAS 第 38 号 無形資産 (審議事項(4)-3、10 ページ)
- IAS 第 40 号 投資不動産 (審議事項(4)-3、12 ページ)
- IAS 第 2 号 棚卸資産 (審議事項(4)-3、13 ページ)
- IAS 第 11 号 工事契約 (審議事項(4)-3、14 ページ)
- IAS 第 12 号 法人所得税 (審議事項(4)-3、15 ページ)
- IAS 第 18 号 収益 (審議事項(4)-3、17 ページ)
- IFRIC 第 13 号 カスタマー・ロイヤルティ・プログラム (審議事項(4)-3、19 ページ)
- IAS 第 21 号 外国為替レート変動の影響 (審議事項(4)-3、20 ページ)
- IAS 第 29 号 超インフレ経済下における財務報告 (審議事項(4)-3、21 ページ)
- IAS 第 41 号 農業 (審議事項(4)-3、22 ページ)
- IAS 第 33 号 1 株当たり利益 (審議事項(4)-3、23 ページ)
- IAS 第 34 号 期中財務報告 (審議事項(4)-3、24 ページ)
- IFRS 第 5 号 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業 (審議事項(4)-3、25 ページ)

4. 検討の参考にするために、各基準等の概要を審議事項(4)-4において示している。

以 上